

居宅介護支援

重要事項説明書 居宅介護支援契約書

介護支援サービス事業所 わらく

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 事業者・事業所の概要

(1) 事業者

事業者の名称	合同会社 笑楽
事業者の所在地	大分県別府市小倉町 30 番 51-201 号ガーデンヒルズ松本Ⅱ
代表者氏名	代表 園田 士郎
設立年月日	令和 5 年 12 月 1 日
連絡先	TEL: 0977-75-9908 FAX: 0977-85-8349

(2) 事業所

事業所の名称	介護支援サービス事業所 わらく
事業所の所在地	大分県別府市小倉町 30 番 51-201 号ガーデンヒルズ松本Ⅱ
管理者氏名	江藤 奈美子
開所年月日	令和 6 年 2 月 16 日
介護保険事業所番号	4470203821
通常の事業の実施地域	別府市、日出町
連絡先	TEL: 080-4673-0207 FAX: 0977-85-8349

2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の状況並びにその置かれている環境等に応じて、多様な事業所と連携し、利用者の選択に基づいた適切な保健・医療及び福祉サービスが提供されるよう配慮します。事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

3. 事業所の職員体制

管理者	1名 (兼務含む)
主任介護支援専門員	1名以上 (兼務含む)
介護支援専門員	1名以上

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	9:00～17:30 (但し、電話等により 24 時間常時連絡できる体制とする)
休日	日曜日、祝日及び 12 月 31 日～1 月 3 日

5. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- (1) 当事業所は、利用者自身がサービスを選択することを基本として支援するため、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- ① 利用者は指定居宅介護支援の提供の開始に際し、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また利用者は、介護支援専門員に対して居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由について説明を求めるることができます。
- ② 当事業所は、特定の事業者に不当に偏した情報を提供することや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することは致しません。
- ③ 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の招集（やむを得ない場合は照会等）により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ④ 当事業所が前6ヶ月に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合及び同一事業所によって提供されたものの割合につきましては、別紙「各サービスの利用割合及び前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護等の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合の説明書」にてご説明させていただきます。
- (2) 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施致します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整を行います。

6. 利用料金

(1) サービス利用料

居宅介護支援の利用料等は「居宅介護支援料金表」にてご説明いたします。要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき厚生労働大臣が定める基準に応じた金額をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を、後日、市等の担当窓口に提出しますと全額払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

通常のサービス提供地域においてサービスを提供する場合は無料です。但し、地域外に介護支援専門員がお尋ねする必要がある時は、サービス提供地域を超えた地点から片道1km毎に50円いただきます。

(3) 支払方法

料金が発生する場合、月毎の精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書又は証明書を発行致します。

7. 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得た、利用者及びその家族に関する個人情報については、利用者または第三者の生命もしくは身体等に危険があるなどの正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後においても第三者に漏らすことはありません。

8. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所の居宅介護支援及び各サービスに関する相談並びに苦情については、以下の窓口で受け付けます。

電話番号	080-4673-0207
苦情受付担当者	介護支援専門員 江藤 奈美子
受付時間	営業日の9:00~17:30

(2) 行政機関並びにその他苦情受付機関

別府市介護保険担当課	0977-21-1111
大分県国民健康保険団体連合会	097-534-8470
大分県福祉サービス運営適正化委員会	097-558-0300

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得が得られるような説明に努めます。また、より良いサービスが提供されるよう十分な話し合い等を実施致します。

9. 事故発生時の対応

事業所の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおりの対応を実施致します。

- (1) 事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村に報告します。
- (2) 事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。
- (3) サービスの提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由により利用者の生命や身体、財産等を傷つけた場合には、その損害を賠償します。
なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険

10. 緊急時の対応

- (1) 居宅介護支援サービス提供時に、利用者の身体状況に急変が生じた場合やその他必要のある場合は、速やかに主治医並びにご家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

主 治 医	氏名・所属	
	連絡先	
ご家族等	氏名・続柄	
	連絡先	

11. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業所は、利用者の疾患に対する対応、また、利用者の退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携を行っていく必要がございます。つきましては、この目的を果たすため、利用者の皆様には以下の対応をお願い致します。

- (1) 日頃から病院等には担当の介護支援専門員の氏名、連絡先をお伝えください
(2) 入院時には、利用者ご本人またはご家族等から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称をお伝えください。

12. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護並びに虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
(2) 利用者の人権擁護及び虐待防止等のため責任者を設置します。

虐待防止に関する責任者	管理者 江藤 奈美子
-------------	------------

- (3) 虐待防止のための指針を整備します。
(4) 虐待防止のための研修を実施します。
(5) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制を整備します。
(6) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに保険者である市町村に通報します。
(7) その他、虐待防止のために必要な措置を講じます。

13. 身体拘束等の禁止に関する事項

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
(2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

14. 非常災害対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を年に2回以上実施します。

1 5 .従業者に対する研修の実施

当事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備します。

1 6 . その他運営に関する重要事項

- (1) 当事業所は居宅サービス計画やサービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から 5 年間保存します。
- (2) 施設を運営する代表者及び役員について、暴力団関係者を含めません。また、施設の運営に関して、暴力団関係者に有益となる行為を行いません。